

徳島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四九二号	同	美馬市木屋平字大北六一六番五 七地先から 同 四地先まで	六二六番一	新	二七・九〇四六・六	一三四・七
				旧	一八・〇〇二七・六	一三四・七